

## 旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地の 土壤汚染対策の工期延長について

市民環境部

内箕輪地区の旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地について、県は土壤汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、平成29年12月15日付けで要措置区域等の指定を行い、土地所有者である（株）東芝が、現在、当該地の汚染除去対策工事を進めている。

当初の計画工期は令和元年6月までであったが、この度、工期が3か月間延長されたこととなった。

### 1 工期

変更前：平成30年6月～令和元年6月（13か月）

変更後：平成30年6月～令和元年9月（16か月）

### 2 理由

汚染除去対策工事のうち、汚染された地下水を汲み上げる井戸について、より効果的な位置に設置するための協議に時間を要したことから、当該井戸工事の着手に遅れが生じたため。

### 3 工事の進捗状況及び今後の予定

平成31年4月末現在

	平成30年							平成31年				令和元年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
建屋解体工事	●				→											
地下水汚染対策工事	●											→	●	---	---	→
土壤汚染対策工事					●	→										
埋設廃棄物除去工事					●							→				

● → : 当初予定

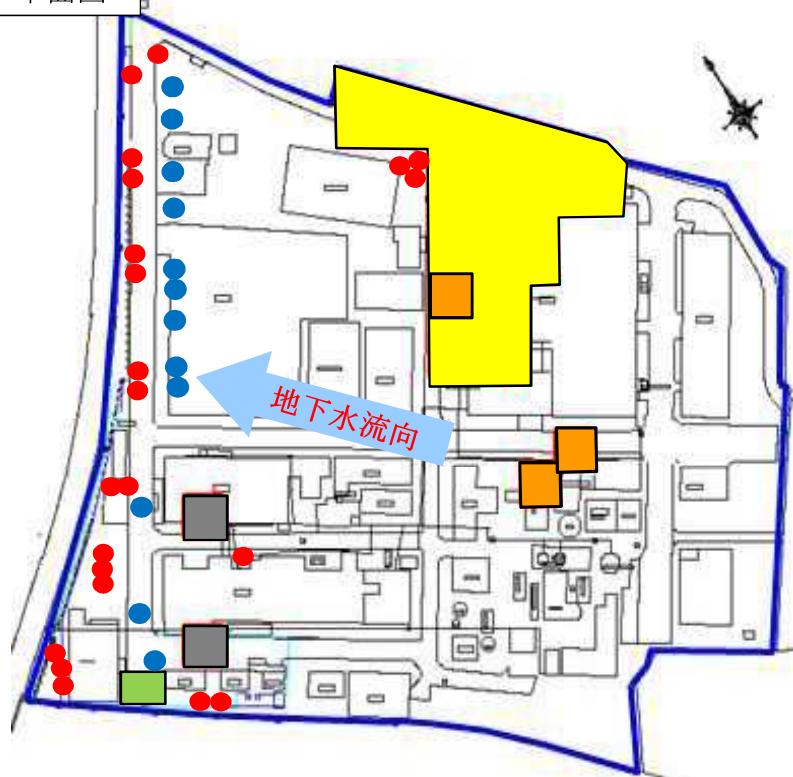
● - - → : 変更後

#### 4 位置図及び平面図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) を加工

平面図



凡例

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 要措置区域      |                  |
| ●          | : 新設揚水井戸（実施中）    |
| ●          | : 新設観測井戸（実施済）    |
| ■          | : 水処理施設（実施中）     |
| ■          | : 汚染土壤掘削除去（実施済）  |
| 形質変更時要届出区域 |                  |
| ■          | : 汚染土壤掘削除去（実施済）  |
| ■          | : 埋設廃棄物掘削除去（実施中） |